

遠野市 いじめ問題への対応について

遠野市いじめ防止等基本方針

H27.12.1施行

第1章 基本的な考え方

- ・基本理念
- ・いじめの定義
- ・防止等へ向けた方針

第2章 市が実施する施策

- ・「遠野市いじめ防止等対策委員会」
- ・防止等に関する取組

第3章 学校が実施すべき施策

- ・いじめ防止基本方針
- ・防止等のための組織
- ・防止等に関する取組

第4章 重大事態への対処

- ・把握と調査
- ・結果の提供・報告
- ・市長による再調査

第5章 その他重要事項

- ・見直しの検討
- ・県教委との連携

遠野市生徒指導推進協議会

生徒指導
主事会議

遠野市いじめ防止等対策委員会

【15人以内：関係行政機関・学校関係者・保護者等】

- ・関係機関・団体の連携に関すること
- ・いじめの防止等のための対策推進に必要な事項に関すること

- 学校・家庭・地域・行政の取組についての協議等
- 教育委員会からのいじめアンケート
- 遠野市教育相談ネットワークの周知
- 啓発活動
- 情報モラルに関する研修・啓発等
- 未然防止策(学校・教育委員会取組等)

教育委員会による調査主体の判断

学校調査組織
による調査

遠野市いじめ問題調査委員会
による調査

教育委員会

【条例】H28.4.1施行

遠野市いじめ問題再調査委員会
による調査【再調査】

市長

【条例】H28.4.1施行



学校・家庭・地域・行政 みんなで取り組むいじめ防止対策

